

# 令和8年度公認心理師実習演習担当教員及び実習指導者養成講習会事業 公募要綱

## 1 事業の趣旨

大学等において、公認心理師となるために必要な科目のうち「心理演習」及び「心理実習」並びに「心理実践実習」を教授する教員に対しては、公認心理師の資格取得後、公認心理師法（平成27年法律第68号）に掲げる業務に5年以上従事した経験を有すること及び実習演習担当教員を養成するために行う講習会を修了することを公認心理師法施行規則（平成29年文部科学省令・厚生労働省令第3号）で求めている。また、実習施設において「心理実習」及び「心理実践実習」を指導する実習指導者についても同様に定めている。

本事業は、実習演習担当教員及び実習指導者を養成し、その資質を向上させることを目的とする「公認心理師実習演習担当教員養成講習会」（以下、「教員養成講習会」という。）及び「公認心理師実習指導者養成講習会」（以下「実習指導者養成講習会」という。）の実施に必要な経費に対して、財政的支援を行うものである。

## 2 応募資格者

本事業に応募できる団体は、国及び地方公共団体を除く法人であって以下の要件を全て満たすもの。

また、応募に当たっては法人の代表権者の承認を得た事業代表者を定め、事業代表者は、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができるものであること。

- (1) 事業を行う具体的計画を有し、かつ、全国の講習会受講対象者に対して事業を的確に実施できる能力を有する法人であること。
- (2) 保健医療、福祉、教育、司法・犯罪及び産業・労働分野における公認心理師の活動・養成に関する知見、公認心理師の養成に関する業務歴等を有する法人であること。
- (3) 事業内容について、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課公認心理師制度推進室（以下「厚生労働省」という。）が提示する公認心理師の職能や養成に係る公認心理師関係諸団体（以下「公認心理師関係諸団体」という。）に説明し、当該団体と協力し事業に取り組むことができる法人であること。
- (4) 公的な機関の事業等において、様々な立場の有識者の意見を取りまとめた事業等に従事した実績を有している法人であること。
- (5) 事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を

有する法人であること。

- (6) 不誠実な行為がなく、信用状態が良好であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団ではないこと。
- (8) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が所属している法人ではないこと。
- (9) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行ったか、行う恐れがある法人ではないこと。

### 3 補助対象事業

以下の（1）から（7）までの全ての事業を一体的に実施すること。実施内容について、厚生労働省より指示があった場合は応じること。

- (1) 講習会企画委員会の開催について
- (2) 講習会の広報について
- (3) 講習会プログラムの企画について
- (4) 講習会テキストの作成について
- (5) 講習会の開催について
- (6) 講習会開催後のフォローアップについて
- (7) 講習会修了証及び修了者名簿の作成について

#### （1）講習会企画委員会の開催について

講習会企画委員会を開催し、講習会の内容等について情報共有を行い、有識者の意見を踏まえ講習会全体の水準を確保するよう努めるとともに、講習会開催後は、講習会の実施結果を振り返り、今後の講習会実施や取組推進を図るための課題等の整理を行うこと。なお、当該委員会は、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪及び産業・労働分野における公認心理師の活動並びに公認心理師の養成に関する知見を有する者により構成すること。また当該委員会委員の選定については、一部の団体や分野に偏ることがないように公認心理師関係諸団体から選定し、選定前に厚生労働省に了承を得ること。

#### （2）講習会の広報について

講習会の開催に際して、受講者に講習会の内容を正しく事前に周知、広報すること。

#### （3）講習会プログラムの企画について

令和5年5月10日付け5文科高第138号・障発0509第6号文部科学省高等教育局長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（令和8年4月1日一部改正予定）の別添「公認心理師実習演習担当教員養成講習会実施要領」（以下「教員養成講習会実施要領」という。）、令和5年5月10日付け5文科高第140号・障発0509第3号文部科学省高等教育局長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（令和8年4月1日一部改正予定）の別添「公認心理師実習指導者養成講習会実施要領」（以下「実習指導者養成講習会実施要領」という。）の内容に基づき講習会プログラムを企画することとし、講習会プログラムの企画内容については、事前に厚生労働省に了承を得ること。

#### （4）講習会テキストの作成について

教員養成講習会実施要領及び実習指導者養成講習会実施要領に定める到達目標の達成に向け効果的な講習会の実施に資する講習会テキストの作成を行い、講習会を行うものとする。なお、講習会テキストの内容については、事前に厚生労働省に了承を得ること。

#### （5）講習会の開催について

##### ア 講習会の実施方法

教員養成講習会実施要領及び実習指導者養成講習会実施要領の3（4）を参照のこと。

なお、実施方法については、事前に厚生労働省に了承を得ること。

##### イ 講習会講師及び講習会全体の管理者

なお、実施方法については、事前に厚生労働省に了承を得ること。講習会講師については、教員養成講習会実施要領及び実習指導者養成講習会実施要領の4を参照のこと。

なお、講習会の講師については、事前に厚生労働省に了承を得ること。

講習会全体の管理者については、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪及び産業・労働分野における公認心理師の活動並びに公認心理師の養成に関する知見を有する者とする。

##### ウ 受講対象者

教員養成講習会実施要領及び実習指導者養成講習会実施要領の7を参照のこと。

## エ 講習会の期間、規模の目安

### (ア) 教員養成講習会

公認心理師法施行規則第3条第1項に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準（令和5年文部科学省・厚生労働省告示第5号）に定める時間数の講義等を行うこと。

事業による受講者数は年間で約1,000名を目安とし、事業を実施する際は当該受講者数に留意し養成に当たること。

### (イ) 実習指導者養成講習会

公認心理師法施行規則第3条第4項に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準（令和5年文部科学省・厚生労働省告示第6号）に定める時間数の講義等を行うこと。

事業による受講者数は年間で約1,000名を目安とし、事業を実施する際は当該受講者数に留意し養成に当たること。

※なお、(ア)又は(イ)のいずれかの講習会が約1,000名を超える場合については、(ア)及び(イ)の講習会全体の受講者数の計が約2,000名となるような運用としても差し支えない。

### (6) 講習会開催後のフォローアップについて

講習会開催後、受講者全員に対し、講習会内容や受講後の取組等に関するアンケートを実施し、集計及び取りまとめ、報告すること。

### (7) 講習会修了証及び修了者名簿の作成について

講習会修了証については教員養成講習会実施要領及び実習指導者養成講習会実施要領の8を参照のこと。

また、教員養成講習会実施要領及び実習指導者養成講習会実施要領に定める公認心理師実習演習担当教員養成講習会修了者名簿（以下「教員養成講習会修了者名簿」という。）及び公認心理師実習指導者養成講習会修了者名簿（以下「実習指導者養成講習会修了者名簿」という。）を作成し、受講者が公認心理師実習演習担当教員又は公認心理師実習指導者を辞するまで（30年間）保存すること。教員養成講習会修了者名簿及び実習指導者養成講習会修了者名簿の作成に当たっては、個人情報の利用目的を受講者に説

明し、利用について同意を得ること。<sup>1</sup>

#### 4 経費の補助について

##### (1) 補助金の交付について

補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適正化法」という。）など関係法令の規定によるほか、別に定める「令和 8 年度公認心理師実習演習担当教員及び実習指導者養成講習会事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき行う。

##### (2) 補助額

補助金額は事業全体で 32,670 千円を限度とする。

なお、補助は予算の範囲内において行われるものであり、補助額は応募額を下回ることがあるので留意すること。

##### (3) 補助対象経費

教員養成講習会及び実習指導者養成講習会を実施するために直接必要な諸謝金、報償費、賃金、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、借料及び損料。

なお、法人の管理運営経費については、経常的なものについては補助対象としないが、専ら補助対象事業を実施するために必要な部分に限って補助対象とすることができる。

#### 5 留意事項

##### (1) 本件実施者の募集は、令和 8 年度予算の成立後速やかに事業を実施する

---

<sup>1</sup> 「公認心理師法第 7 条第 1 号及び第 2 号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について」（平成 29 年 9 月 15 日付け 29 文科初第 879 号・障発 0915 第 8 号文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別添の、施行規則第 1 条の 2 第 24 号に規定する心理演習及び同条第 25 号に規定する心理実習並びに第 2 条第 10 号に規定する心理実践実習について、大学（短期大学を除く。）、大学院及び専修学校の専門課程（学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 155 条第 1 項第 5 号に規定する文部科学大臣が指定するものに限る。）が、文部科学省及び厚生労働省の確認を受ける過程において、公認心理師制度推進室より教員養成講習会修了者名簿及び実習指導者養成講習会修了者名簿の内容について照会する場合がある。法人を解散するなどの理由により、修了者名簿の保存が困難となった場合については、公認心理師制度推進室に事前に連絡し、その指示を受けること。また法人解散時に教員養成講習会修了者名簿及び実習指導者養成講習会修了者名簿を他の教員養成講習会の実施者に移管することがある旨も個人情報の利用目的とともに受講者に説明すること。

ことができるよう、便宜上、予算の成立に先立って行うものである。従つて、今回の募集による実施者の決定は、国会における予算の成立が前提となる。

- (2) この補助金は、補助金適正化法等の適用を受けて交付される補助金であり、補助金の目的外使用等の違反行為を行った者に対しては、補助金の交付決定を取り消し、返還等の処分が行われるほか、刑事処罰の対象となることもあるので十分留意すること。
- (3) 事業実施に際しては、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類（契約書、領収書等）を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管すること。
- (4) 本要綱に定めのない事項については、厚生労働省の指示に従い対応すること。

## 6 応募方法

別紙様式により（1）の提出書類を作成し、（2）の提出先に（3）の期日までに電子メールで送信すること。提出に際しては、全体を1つのPDFファイルとし、ファイル全体に対して通し番号を付し提出すること。一つのPDFファイルの容量が10MBを超える場合は、10MBごとにPDFファイルを分割し、ファイル名に「01\_…、02\_…、03\_…」とそれぞれ連続する番号を付し送信すること。

### （1）提出書類

- ・事業計画書の提出について（様式1）
- ・法人概要（様式2）
- ・事業計画書（様式3）
- ・所要額内訳書（様式4）
- ・事業実施スケジュール表（様式5）
- ・人件費、旅費、謝金の支給基準（任意様式）
- ・ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する次の認定を受けている場合には、その通知書（写）
  - 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし認定企業）

- 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
- 青少年の雇用の促進等に関する法律等に基づく認定（ユースエール認定企業）

（2）提出先

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課  
公認心理師制度推進室企画調整係  
E-mail: koninshinrishi@mhlw.go.jp

（3）提出期日

令和8年2月27日（金）17時まで

（4）提出書類作成に当たっての留意事項

- ア 事業計画書については、事業の実施目的及び期待する成果が明確であり、適切な計画が策定されていること。
- イ 事業の企画から実施まで、計画に従って確實に遂行できる体制が整備されていること。
- ウ 所要額については、社会通念上相応の単価を用い、事業内容に照らして適切な員数、回数、数量等を見込んで積算すること。

7 採択方法

応募のあった事業については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課に設置する事業評価委員会が書面審査（場合によりヒアリングによる審査）を行い、採択事業を決定する。

審査終了後、採択の可否及び国庫補助基準額について通知を行う。

8 交付申請

採択決定の通知を受理した法人は、別に定める交付要綱により、交付申請書を厚生労働大臣に提出すること。

9 事業実績報告

国庫補助の対象となった法人においては、事業完了後、別に定める事業実施報告書を作成し、その他の成果物とともに事業の完了した日から起算して1か

月を経過した日（事業の中止または廃止の承認を受けたときは、当該承認の通知を受理した日から1か月を経過した日）又は令和9年4月9日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出すること。

また、事業を実施した法人に対して、事業の実施期間中又は事業完了後に必要に応じて事業の遂行状況等の調査を実施することがある。

#### 10 秘密の保持

事業に携わる者（当該事業から離れた者も含む。）は、受講者等のプライバシーに十分配慮するとともに、正当な理由なく事業の実施により知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### 11 事業の公募に関する問い合わせ先

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課

公認心理師制度推進室企画調整係

TEL: 03-5253-1111（内線3112）

E-mail: koninshinrishi@mhlw.go.jp